

【個人用】

(国家公安委員会規則第1条第3項第1号ロの書面)

誓約書

私は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第8条第1号から第6号までに掲げる

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律、刑法（明治40年法律第45号）第182条、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第60条第1項若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）に規定する罪若しくは性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までに規定する罪（その被害者に児童が含まれるものに限る。）を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- 3 最近5年間にインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第14条又は第15条第2項第2号の規定による命令に違反した者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において単に「暴力団員」という。）である者又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- 5 精神の障害によりインターネット異性紹介事業を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 6 未成年者

のいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

大阪府公安委員会 殿

住 所

氏 名